

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十一条まで（現行のとおり） （複数の対象計画案を策定できない場合の書面の提出等）</p> <p>第十二条 事業者（前条第四項又は第四十条第三項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、代表する者が定められたときは、当該代表する者。第一号、第二十一条第一項、第二十三条、第三十二条第一項第一号、第三十五条において準用する第二十三条、第三十七条第三項、第四十条第二項第一号、第四十八条第一項第一号、第五十五条第一項第一号、第五十八条第二項第一号、第六十一条、第六十二条第三項及び第六十六条第一項第一号を除き、この章から第四章までにおいて同じ。）は、前条の規定にかかわらず、複数の対象計画案を策定できないときは、環境配慮書等の提出に代えて、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。</p> <p>一から五まで（現行のとおり）</p> <p>2から8まで（現行のとおり）</p> <p>第十三条から第二十八条まで（現行のとおり） （特例環境配慮書の作成等及び評価書案の作成等の免除の申請）</p> <p>第二十九条 個別計画に係る計画段階環境影響評価の手続において、技術指針に基づき第四十八条第一項に規定する評価書案の作成等に相当する環境影響評価を行おうとする事業者で、当該個別計画に</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十一条まで（略） （複数の対象計画案を策定できない場合の書面の提出等）</p> <p>第十二条 事業者（前条第四項又は第四十条第三項の規定により、代表する者が定められたときは、当該代表する者。第一号、第二十一条第一項、第二十三条、第三十二条第一項第一号、第三十五条において準用する第二十三条、第三十七条第三項、第四十条第二項第一号、第四十八条第一号、第五十五条第一項第一号、第五十八条第二項第一号、第六十一条、第六十二条第三項及び第六十六条第一項第一号を除き、この章から第四章までにおいて同じ。）は、前条の規定にかかわらず、複数の対象計画案を策定できないときは、環境配慮書等の提出に代えて、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>2から8まで（略）</p> <p>第十三条から第二十八条まで（略） （特例環境配慮書の作成等及び評価書案の作成等の免除の申請）</p> <p>第二十九条 個別計画に係る計画段階環境影響評価の手続において、技術指針に基づき第四十八条に規定する評価書案の作成等に相当する環境影響評価を行おうとする事業者で、当該個別計画について</p>

ついで第四十条から第五十七条までに規定する評価書案の作成等の免除を受けようとするものは、第十一条第一項に規定する環境配慮書に第四十八条第一項に規定する評価書案に相当する内容を記載したもの（以下「特例環境配慮書」という。）及びその概要（以下「特例環境配慮書等」という。）を作成し、知事に提出するとともに、規則で定める書面により、知事に申請しなければならない。

第三十条及び三十一条（現行のとおり）

（特例環境配慮書に係る見解書の作成）

第三十二条（現行のとおり）

2 第十六条、第二十条及び第二十八条の規定は、前項の規定により提出された見解書について準用する。この場合において、第十六条中「第十三条」とあるのは「第三十条第一項」と、「環境配慮書等」とあるのは「見解書」と、「当該環境配慮書」とあるのは「当該見解書」と、「三十日間」とあるのは「二十日間」と、第二十条第一項中「第十六条」とあるのは「第三十二条第二項において準用する第十六条」と、「第十一条」とあるのは「第三十二条第一項」と、「環境配慮書」とあるのは「見解書（第二十九条の規定により提出された特例環境配慮書を含む。）」と、「第十八条第一項」とあるのは「第三十五条において準用する第十八条第一項」と、第二十八条中「第十八条から第二十条まで」とあるのは「第三十二条第二項において準用する第二十条」と、「都民及び計画段階関係区市町村長」とあるのは「都民」と、「環境配慮書」とあるのは「見解書」と、「都民等」とあるのは「都民」と読み替えるものとする。

第三十三条（現行のとおり）

第四十条から第五十七条までに規定する評価書案の作成等の免除を受けようとするものは、第十一条第一項に規定する環境配慮書に第四十八条に規定する評価書案に相当する内容を記載したもの（以下「特例環境配慮書」という。）及びその概要（以下「特例環境配慮書等」という。）を作成し、知事に提出するとともに、規則で定める書面により、知事に申請しなければならない。

第三十条及び第三十一条（略）

（特例環境配慮書に係る見解書の作成）

第三十二条（略）

2 第十六条、第二十条及び第二十八条の規定は、前項の規定により提出された見解書について準用する。この場合において、第十六条中「第十三条」とあるのは「第三十条第一項」と、「環境配慮書等」とあり、及び「当該環境配慮書」とあるのは「見解書」と、「三十日間」とあるのは「二十日間」と、第二十条第一項中「第十六条」とあるのは「第三十二条第二項において準用する第十六条」と、「第十一条」とあるのは「第三十二条第一項」と、「環境配慮書」とあるのは「見解書」と、「第十八条第一項」とあるのは「第三十五条において準用する第十八条第一項」と、第二十八条中「第十八条から第二十条まで」とあるのは「第三十二条第二項において準用する第二十条」と、「都民及び計画段階関係区市町村長」とあるのは「都民」と、「環境配慮書」とあるのは「見解書」と、「都民等」とあるのは「都民」と読み替えるものとする。

第三十三条（略）

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 第四十八条第一項に規定する評価書案に相当するものであると認めるとき。当該申請を承認し、規則で定めるところにより、その旨を書面により事業者に通知するとともに公表すること。

二 第四十八条第一項に規定する評価書案に相当するものでないと認める場合で、第四十条第一項第四号に規定する対象事業に係る調査等の手法に相当する事項が記載されていると認めるとき。

第四十八条第一項に規定する評価書案の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手続を行うことを、規則で定めるところにより、書面により事業者に通知するとともに公表すること。

三 第四十八条第一項に規定する評価書案に相当するものでないと認める場合で前号に掲げるもの以外るとき。第四十条第一項に規定する調査計画書の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手続を行うことを、規則で定めるところにより、書面により事業者に通知するとともに公表すること。

4 (現行のとおり)

(対象計画が特例環境配慮書と異なる場合の取扱い)

第三十四条 知事は、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項第一号又は第二号に掲げる場合であつて、次条において準用する第二十四条第一項の規定により提出された対象計画が、第二十九条の規定により提出された特例環境配慮書の対象計画の案と異なる場合において、当該対象計画の内容が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、事業者に対し、

2 (略)

3 (略)

一 第四十八条に規定する評価書案に相当するものであると認めるとき。当該申請を承認し、規則で定めるところにより、その旨を書面により事業者に通知するとともに公表すること。

二 第四十八条に規定する評価書案に相当するものでないと認める場合で、第四十条第一項第四号に規定する対象事業に係る調査等の手法に相当する事項が記載されていると認めるとき。第四

十八条に規定する評価書案の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手続を行うことを、規則で定めるところにより、書面により事業者に通知するとともに公表すること。

三 第四十八条に規定する評価書案に相当するものでないと認める場合で前号に掲げるもの以外るとき。第四十条第一項に規定する調査計画書の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手続を行うことを、規則で定めるところにより、書面により事業者に通知するとともに公表すること。

4 (略)

(対象計画が特例環境配慮書と異なる場合の取扱い)

第三十四条 知事は、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項第一号又は第二号に掲げる場合であつて、次条において準用する第二十四条第一項の規定により提出された対象計画が、第二十九条の規定により提出された特例環境配慮書の対象計画の案と異なる場合において、当該対象計画の内容が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、事業者に対し、

前条第三項第一号に掲げる場合にあつては第四十八条第一項に規定する評価書案の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手續を行うこと、前条第三項第二号に掲げる場合にあつては第四十条第一項に規定する調査計画書の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手續を行うことを求めるものとする。

2 (現行のとおり)

第三十五条及び第三十六条 (現行のとおり)

(対象計画の変更の届出等)

第三十七条 事業者は、次の各号に掲げる対象計画の種類ごとに当該各号に定める時期において、第十一条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象計画の策定を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、対象計画の案の目的又は内容の変更をしようとする場合において、当該変更が軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この限りでない。

一及び二 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

第三十八条から第四十七条まで (現行のとおり)

(評価書案の作成)

第四十八条 (現行のとおり)

2 第四十条第二項及び第三項の規定は、同条第四項の規定が適用される場合に行う評価書案等の作成及び提出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「調査計画書」とあるのは、

前条第三項第一号に掲げる場合にあつては第四十八条に規定する評価書案の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手續を行うこと、同項第二号に掲げる場合にあつては第四十条第一項に規定する調査計画書の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手續を行うことを求めるものとする。

2 (略)

第三十五条及び第三十六条 (略)

(対象計画の変更の届出等)

第三十七条 事業者は、次の各号に掲げる対象計画の種類ごとに当該各号に定める時期において、第十一条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象計画の策定を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他規則で定めるものについては、この限りでない。

一及び二 (略)

2及び3 (略)

第三十八条から第四十七条まで (略)

(評価書案の作成)

第四十八条 (略)

「評価書案等」と読み替えるものとする。

(事業段階関係地域の決定及び評価書案等の送付等)

第四十九条 知事は、前条第一項の規定による評価書案等の提出があつたときは、遅滞なく、事業段階関係地域(第四十五条において準用する第十八条第一項の意見書及び第四十五条において準用する第十九条第一項の求めに応じて提出された周知地域区市町村長の意見並びに事業者の行つた前条第一項の調査等の結果に照らし、周知地域に追加すべきものと認められる地域を含む。)を定めるとともに、当該評価書案の写しを事業段階関係区市町村長に送付しなければならない。

2 (現行のとおり)

(審議会への諮問)

第五十条 知事は、前条第一項の規定により事業段階関係地域を定めたときは、第四十八条第一項の規定により提出された評価書案等の写しを審議会に送付するとともに、第五十七条第一項の規定による評価書案審査意見書の作成について、審議会に諮問しなければならない。

(近隣区市町村長との協議)

第五十一条 第十五条の規定は、評価書案について準用する。この場合において、同条中「第十一条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「環境配慮書等」とあるのは「評価書案等」と、「当該環境配慮書」とあるのは「当該評価書案」と、「同条第一項第八号」とあるのは「同項第九号」と、「対象計画に係る計画段階環境影響評価」とあるのは「対象事業に係る事業段階環境影響評価」と読み替える

(事業段階関係地域の決定及び評価書案等の送付等)

第四十九条 知事は、前条の規定による評価書案等の提出があつたときは、遅滞なく、事業段階関係地域(第四十五条において準用する第十八条第一項の意見書及び第四十五条において準用する第十九条第一項の求めに応じて提出された周知地域区市町村長の意見並びに事業者の行つた前条の調査等の結果に照らし、周知地域に追加すべきものと認められる地域を含む。)を定めるとともに、当該評価書案の写しを事業段階関係区市町村長に送付しなければならない。

2 (略)

(審議会への諮問)

第五十条 知事は、前条第一項の規定により事業段階関係地域を定めたときは、第四十八条の規定により提出された評価書案等の写しを審議会に送付するとともに、第五十七条第一項の規定による評価書案審査意見書の作成について、審議会に諮問しなければならない。

(近隣区市町村長との協議)

第五十一条 第十五条の規定は、評価書案について準用する。この場合において、同条中「第十一条」とあるのは「第四十八条」と、「環境配慮書等」とあるのは「評価書案等」と、「当該環境配慮書」とあるのは「当該評価書案」と、「同条第一項第八号」とあるのは「同条第九号」と、「対象計画に係る計画段階環境影響評価」とあるのは「対象事業に係る事業段階環境影響評価」と読み替えるものとする

ものとする。

第五十二条 (現行のとおり)

(説明会の開催等)

第五十二条 第十七条の規定は、第四十八条第一項の規定により提出された評価書案について準用する。この場合において、第十七条第一項中「前条」とあるのは「第五十二条」と、「環境配慮書」とあるのは「評価書案」と、「計画段階関係地域」とあるのは「事業段階関係地域」と、同条第三項中「前条」とあるのは「第五十二条」と読み替えるものとする。

(都民等の意見)

第五十四条 第十八条及び第十九条の規定は、第四十八条第一項の規定により提出された評価書案について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第十六条」とあるのは「第五十二条」と、「環境配慮書」とあるのは「評価書案」と、同条第二項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「事業段階関係区市町村長」と、第十九条第一項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「事業段階関係区市町村長」と、「環境配慮書」とあるのは「評価書案」と、「第十六条」とあるのは「第五十二条」と、同条第二項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「事業段階関係区市町村長」と読み替えるものとする。

第五十五条 (現行のとおり)

(都民の意見を聴く会の開催等)

第五十六条 知事は、前条第二項の縦覧期間を経過した後、第四十八条第一項の規定により提出された評価書案及び前条第一項の規定

る。

第五十二条 (略)

(説明会の開催等)

第五十二条 第十七条の規定は、第四十八条の規定により提出された評価書案について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」とあるのは「第五十二条」と、「環境配慮書」とあるのは「評価書案」と、「計画段階関係地域」とあるのは「事業段階関係地域」と、同条第三項中「前条」とあるのは「第五十二条」と読み替えるものとする。

(都民等の意見)

第五十四条 第十八条及び第十九条の規定は、第四十八条の規定により提出された評価書案について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第十六条」とあるのは「第五十二条」と、「環境配慮書」とあるのは「評価書案」と、同条第二項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「事業段階関係区市町村長」と、第十九条第一項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「事業段階関係区市町村長」と、「環境配慮書」とあるのは「評価書案」と、「第十六条」とあるのは「第五十二条」と、同条第二項中「計画段階関係区市町村長」とあるのは「事業段階関係区市町村長」と読み替えるものとする。

第五十五条 (略)

(都民の意見を聴く会の開催等)

第五十六条 知事は、前条第二項の縦覧期間を経過した後、第四十八条の規定により提出された評価書案及び前条第一項の規定により

により提出された評価書案に係る見解書の内容について都民の意見を聴くため、都民の意見を聴く会を開催しなければならない。ただし、第五十四条において準用する第十八条第一項の意見書の提出がない場合は、この限りでない。

2 (現行のとおり)

(評価書案審査意見書の作成等)

第五十七条 知事は、第五十条の規定による諮問について審議会の答申を受けたときは、第四十八条第一項の規定により提出された評価書案について、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全の見地から審査し、その結果に基づき意見を記載した評価書案審査意見書を作成しなければならない。

一から四まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(評価書の作成)

第五十八条 事業者は、前条第二項の規定による評価書案審査意見書の送付を受けたときは、第四十八条第一項の規定により作成した評価書案について、当該評価書案審査意見書並びに第五十四条において準用する第十八条第一項の意見書、第五十四条において準用する第十九条第一項の求めに応じて提出された事業段階関係区市町村長の意見及び第五十六条第二項において準用する第二十条第三項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見に基づき検討を加え、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)及びその概要(以下「評価書等」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

提出された評価書案に係る見解書の内容について都民の意見を聴くため、都民の意見を聴く会を開催しなければならない。ただし、第五十四条において準用する第十八条第一項の意見書の提出がない場合は、この限りでない。

2 (略)

(評価書案審査意見書の作成等)

第五十七条 知事は、第五十条の規定による諮問について審議会の答申を受けたときは、第四十八条の規定により提出された評価書案について、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全の見地から審査し、その結果に基づき意見を記載した評価書案審査意見書を作成しなければならない。

一から四まで (略)

2 (略)

(評価書の作成)

第五十八条 事業者は、前条第二項の規定による評価書案審査意見書の送付を受けたときは、第四十八条の規定により作成した評価書案について、当該評価書案審査意見書並びに第五十四条において準用する第十八条第一項の意見書、第五十四条において準用する第十九条第一項の求めに応じて提出された事業段階関係区市町村長の意見及び第五十六条第二項において準用する第二十条第三項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見に基づき検討を加え、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)及びその概要(以下「評価書等」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

一 ~~第四十八条第一項各号に掲げる事項~~

二から六まで (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

第五十九条から第六十一条まで (現行のとおり)

(変更の届出等)

第六十二条 事業者は、~~第四十条第一項の規定により調査計画書を提出してから(第二十五条及び第四十条第四項の規定の適用を受けた場合にあつては第四十八条第一項の規定により評価書案等を提出してから、第三十二条第四項の規定の適用を受けた場合にあつては第三十五条において準用する第二十四条の規定により書面を提出してから)第六十八条第一項の規定による工事完了の届出がなされるまでの間に、第四十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象事業の実施を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、対象事業の目的又は内容の変更をしようとする場合において、当該変更が軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この限りでない。~~

2及び3 (現行のとおり)

第六十三条から第七十四条まで (現行のとおり)

(事業者等の出席等)

第七十四条の二 審議会は、~~第六十九条の規定による調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他関係者の出席を求め、説明を聴き、又は事業者その他関係者から資料の提出を求めることができる。~~

一 ~~第四十八条各号に掲げる事項~~

二から六まで (略)

2及び3 (略)

第五十九条から第六十一条まで (略)

(変更の届出等)

第六十二条 事業者は、~~第四十条第一項の規定により調査計画書を提出してから(第二十五条及び第四十条第四項の規定の適用を受けた場合にあつては第四十八条の規定により評価書案等を提出してから、第三十二条第四項の規定の適用を受けた場合にあつては第三十五条において準用する第二十四条の規定により書面を提出してから)第六十八条第一項の規定による工事完了の届出がなされるまでの間に、第四十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象事業の実施を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他規則で定めるものについては、この限りでない。~~

2及び3 (略)

第六十三条から第七十四条まで (略)

第七十五条から第九十条まで (現行のとおり)

(公衆等)

第九十一条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一から五まで (現行のとおり)

2| 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わない場合において、当該事業者に対し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与え、その意見に正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びにその事実を公表しなければならない。

3| 知事は、前項の規定による公表をしたときは、その内容を当該対象事業に係る許認可権者に通知しなければならない。

第九十二条から第九十五条まで (現行のとおり)

別表 対象事業(第二条関係)

一から十一まで (現行のとおり)

十二 ふ頭の設置

十三 住宅団地の設置

十四 高層建築物の設置

十五から二十七まで (現行のとおり)

備考 この表の改築、改良又は設置には、施設更新(既存の施設(建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。)の全部又は一部

第七十五条から第九十条まで (略)

(公衆等)

第九十一条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与え、その意見に正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びにその事実を公表しなければならない。

一から五まで (略)

2| 知事は、前項の規定による公表をしたときは、その内容を当該対象事業に係る許認可権者に通知しなければならない。

第九十二条から第九十五条まで (略)

別表 対象事業(第二条関係)

一から十一まで (略)

十二 ふ頭の新設

十三 住宅団地の新設

十四 高層建築物の新築

十五から二十七まで (略)

の除却と併せて、当該施設と同一の敷地において、当該施設と同一の用に供する新たな施設を設ける行為で規則で定めるものをいう。）を含むものとする。